

様式第3号（第11条第2項関係）

議 事 概 要 書	
令和5年度第3回玉野市高齢者保健福祉事業及び介護保険事業運営協議会	
開 催 日 時	令和6年2月9日（金曜日）13時30分から15時00分まで
開 催 場 所	玉野市社格福祉協議会館 会議室
出 席 委 員	玉野市高齢者保健福祉事業及び介護保険事業運営協議会委員12名 （委員総数17名）
傍 聴 の 可 否 （非公開の理由）	可
傍 聴 人 数	なし
審 議 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議事①パブリックコメント ②第9期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画 （最終案）について 3 答申 4 その他 5 閉会 <p>【議事録】</p> <p>次第2の1について （委員）特別養護老人ホームの200名ぐらい退所とは、どういった理由で退所される方がいらっしゃるのか、その理由を聞いているかその辺をちょっと知りたいなと思う。</p> <p>（事務局）年に2回ほど全特別養護老人ホームさんに調査をかけて退所の理由を確認させてもらっている。やはり亡くなられるというのが一番多い。病院に入られる、他の特別養護老人ホームに移られるといった方がほぼ8割程度おられるというような状況で200名程度は1年間で入れ替わりがある。何らかの形でその200名の方は施設に入れる状況になっている。</p> <p>（委員）特別養護老人ホームの待機者244名（R5年7月末）というのは、複数の施設を希望されている人数か。</p> <p>（事務局）244人については、多分その中にも複数申し込みをされている方がいらっしゃると思う。</p> <p>（委員）複数申し込みをしている人たちが少なくないと思うので、実質は</p>

もっと少ない数なんです。恐らく入所することができないというのは、やはりスタッフの人たちが少ないというのも一つ関係があると思う。スタッフが少ないから床が満床ではない、少ない床でやっていかざるを得ないのが現実で、他にも問題はあるかもわからないが、スタッフが少ないというのも1つの理由だと思う。

(事務局) 現在も特別養護老人ホームにおいても満床が確保できていないところが数カ所まだあるというふうに聞いている。なかなか外国人材の方を雇用して対応はしているというふうに伺っているが、それでもなかなか集まらない、定着しない。国の方においても、そういうことを解消するために来年度、介護報酬を1.59%プラス改定というふうに示されている。これに伴い、職員の方の給与も上がるというように考えてはいるが、これで確保できるのかといえば、なかなかそういうわけじゃないと思う。今後、玉野市としても施設の介護従事者がどうすれば増えていくのかといったところを玉野市の中だけで考えても解消というのは難しい。国や県の施策を参考にさせてもらいながら検討していきたいというふうに考えている。

(会長) ちょっと公助とか互助とかいう話だけれど、社会保障担当なので少しだけ。社会保障の分野では確かに「互助」という言い方に関して議論が分かれているので、実際にはないけれども「互助」というのは地域レベルでのふれあいとか、そういうものを指すのであれば、やはり不確実なものではあるので、国が示している言葉とは思いますが、見直しの地域性というものも考えてどれだけ「互助」に期待できるかということもあるので、こういうことを踏まえて使用するのが良いと思う。

次第2の②の玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（最終案）について

(委員) 新たに追加していただいた部分でグループホームを2つ計画に挙げられているが、公募がなかった場合は繰り越しで8年度に2施設というふうに計画を考えられているのか。

(事務局)

今回第9期のグループホームについて、17ページの上段左側の第9期計画のところでは令和7年に1、令和8年に1とあるが、これは令和7年に1施設をつくって、令和8年にもその1が来ているということで1施設のみと考えている。

(委員) まず1つは79ページの認知症サポーター養成講座で先ほどの説明の中ではありませんでしたけども、小学校5・6年を対象にということですが、これはありがたいことだと思っている。他のところはなかなか明記されていないところが多い。やはり認知症についての理解ということでは小さい頃からしっかりその機会を持つということは大事なことで、他のところでも言うんですけども偏見も差別も大人の病ですと。子どもは何も

ない状態で大人になって何か差別的な考えを持つという方は中にはいらっしゃるので、その部分を私は評価したいと思っている。

お聞きしたいことは、ご承知のように認知症サポーター養成講座に使うテキストが新しくなっている。委員の先生方もご存知だと思うが、今までの医学モデルといわれる病気のことについて、それから生活モデルということで認知症の方をどのように一緒に生活していくのかという視点が変わっている。そこでサポーター養成講座で使用するキャラバンメイトの方々へのテキストが変わって内容が変わったということについての何か研修会といったことは予定はあるのか。

(事務局) ご指摘のとおりテキストが変更になっているので、玉野市においてはキャラバンメイトの連絡会というのがあり、そちらの方が養成講座を担っていただいているが、その連絡会において今年度中にメイトの人たちを集まっただき説明をさせていただいて、来年度以降は新しい教材を基に認知症サポーター養成講座を進めていく予定にしている。

(委員) 以前言ったかどうかかわらないが、例えば78ページの上の方に施策の推進等の説明の中で、認知症になってもできる限り「住み慣れた地域」という表記がある。これはもちろん国、県が使っていることなので、それはいいが、私は言葉を変えてくださいということは一切申しませんが、最近引っ越してきた人、例えば県外で生活していた人が認知症になったとか、あるいはこちらに来て認知症になって、いろんな生活課題を抱えている方もいらっしゃるということで、住み慣れた地域ということを機械的に言うのではなくて、住み慣れていない方も含めた共生社会だと思うので、これは皆さん方へのお伝えすることであって文言を変えろということでは決していない。

最後に、これは具体的なことで78ページでも現状と課題、今後の取組内容というふうに書いているけれども、MCIの方とか、若年性認知症の方の早期発見というふうなことを課題として取り組むということをおっしゃっているけれども、認知症の人と家族の会はいろんなことをやっていて、いろんな事例を知っている。この中でお伝えしたいのは認知症の治療をする人を自立支援医療という。これは医療費が安くなるけれども、比較的小金なことでもあるから手続きをされる方が多い。玉野市もそうだと思うが、それを受け付ける課があるわけだが、そこで事務的なことをして、お疲れ様ということだけになっていたらいけないと思う。ご本人さん、ご家族の方の了解のもとに必要な部署に、こういう方がいらっしゃるのだからちょっと気にかけておいてくださいねとか、ある市とかはフロアの隣に認知症に対応する課がある。よろしかったら隣に行って、これから例えば若年の方はいろんな課題が出てくるから、今のうちにちょっと気にしてもらって、あるいはつながりを持ってたらいいと思いますよということで紹介をするとか、私は行政の中でもバリアフリーをしていただき、情報共有をすることによって早期発見、自立支援医療の手続きに来られた方をそういった課に紹介するというということをやっていくと早期発見、こちらの方で早

期発見といっても実際いらっしゃるのに必要な課が知らないということになっているのではないかなという意見である。

(会長) 今いろいろと教えていただいたと思う。大きな内容は修正のあるところはないと思うが、用語の使用等、何かもし修正できるようなものがあれば検討いただけたらと思う。確かに住み慣れた地域というのは言い古された文言で、住民の流動性が高まってくると、それは当てはまらないということも出てくるので、ご検討いただけたらと思う。

(事務局) 確かに住み慣れた地域じゃなくて、住まれている地域でという表記の方がいいのではないかとかいうご意見なので文言等、その辺りの表記については国の動向等も見ながらこちらも対応していきたいと思っている。

それから79ページの認知症サポーター養成講座のところ、委員さんから小学校5・6年生にも大切だということでご意見いただいたが、ここはちょっと修正があり、この7期には小学校5・6年生を対象にした講座というのがスポットでやらせていただいていたので、ただ、小学校に対しては今年しないというわけではないので、市内中学校のところを市内小中学校ということで修正をさせていただければと考えている。

(委員) 52ページの真ん中のところの表が出ているが介護予防、フレイル予防、これは医師会長がフレイル予防を以前からしっかり進めるようにとおっしゃっていた。3、4、5というか、今の計画のときに目標を上回る実績をやっていて、次の計画の令和6、7、8年と継続して、これはいいかなと思うけれど、担当課として第9期をどこまでしっかり取り組んでいくつもりなのか、ちょっとその意気込みだけを教えていただきたい。

(事務局) 上の表にも書いておりフレイル予防、認知症予防、生活習慣病予防ということで年間18の事業を行っている。実際その辺りで事業を進めているが、なかなか事務局としても事業管理をしていくことも必要なので、ただ増やせばいいということではない。増やすことで多くの市民の方に使っていただきたい。また、同じ人しかそういった事業に参加されないということもありどうすれば新たな方に参加いただけるかを考えながら事業の回数を増やすなり、検討する必要があるかなというふうには考えている。ただ、予算としても過去数年から徐々に増やしていつている事業でもある。介護予防介護給付費を抑制していくためには健康な高齢者を増やしていくということが重要だと思っている。今後は引き続き事業については、検討していきたく考えている。

(委員) それに追加して栄養指導もした方がよいのではないか。フレイル予防と認知症プラス栄養指導もないと、フレイルはなくなるので、栄養指導もそこに必要じゃないかなと思う。

(事務局) 栄養指導については、栄養士等の専門職を地域の活動の場に派

遣するような事業も行っている。また、生活習慣病予防の中にも栄養的なことも入っており対応していきたいと考えている。

(会長) 本日の議事は終了となるが、事務局からは何かあるか。

(事務局) 資料はないが介護保険料については今説明をさせてもらっていないところがあるので、併せて口頭で説明させていただきたいと思う。

今後3年間の各施策について今お手元にお配りしている最終案の方に掲載させていただいている。介護保険料については市議会の専決事項となるので、それについては市議会にご意見をいただきながら最終決定をさせていただくように考えている。

現在、令和5年度までの介護保険料の標準月額が6,000円。第9期の保険料の検討状況について考え方を説明させていただきたいと思う。介護保険料を検討していく上で、将来人口推計が必ず関与しているので、そういったところの観点等を踏まえて説明させていただきたいと思う。

まず1つ目に、65歳以上の1号被保険者の人口、表の上から3行目。令和5年度では2万2,000人ぐらいで、今後ほぼ減少傾向の上さらに、今後12年間で約15%高齢者人口全体が減少する、これは単純に考えると保険料の収入が減ることなので、その分、介護給付費は増えるので保険料は上昇するだろうという見込み。

次に、後期高齢者の人口について、高齢者人口では減っていき、75歳以上は令和5年度1万2,734人。令和8年では1万3,500人、令和12年では1万3,225人とまだ今後7～8年は75歳以上の方は増えていく。さらに85歳以上にスポットを当ててみると、あと12年程度は85歳以上の方は増えていく。そうすると高齢者の進展によって介護度の重度化というのが想定される。介護給付費の増大につながるというところで、これも保険料の増加の要因となっている。

それから介護報酬改定について、次期の計画期間では介護報酬はプラス1.59%と改定されるので、それを本市の介護給付費に当ててみると約1億円は年間上がる見込みとされている。そうすると当然、保険料への影響は増えていく。そういった状況、環境、いろいろを踏まえると必然的に来期の保険料は上げざるを得ない状況になっている。

しかしながら現在、玉野市の介護給付準備基金は今年度取り崩しをしなければ約14億円に至る状態で、介護給付準備基金を取り崩して保険料額に充てるというところで活用することを考えている。そういったところを総合的に検討し来年度の介護保険料額は現在とあまり変えなくていいのではないかとこのところで検討を続けてる。今後、市議会において確定し最終的な計画として提示させていただきたいと考えている。

(会長) では、本協議会以降、計画内容に大幅な変更を伴わない修正を行うことがある場合には事務局に一任する。では、お諮りします。第9期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について事務局案のとおり、とりまとめてよろしいか。

	<p>【異議なし】</p> <p>(会長) 異議なしということで、この会としてはこの案について了承する。昨年8月の1回目の会議で玉野市長からあった諮問に対する答申をしたいと思います。</p> <p>答申書の交付を受け、市長より挨拶</p> <p>閉会</p>
特記事項	
事務局	<p>玉野市健康福祉部 長寿介護課</p> <p>電話 (0863) 32-5537</p>